

滋賀県立栗東体育館ＬＥＤ照明更新業務 仕様書

1 業務名

滋賀県立栗東体育館ＬＥＤ照明更新業務

2 所在地および施工箇所

滋賀県栗東市上鉤５１４

3 業務内容

(1) 業務概要

滋賀県立栗東体育館に設置の蛍光灯および非常用照明をＬＥＤ照明器具に改修するもの。

(2) 施工方法等

- ① 既設照明器具を撤去し、新設のＬＥＤ照明器具を設置する。
- ② 既設の天井開口部を流用するが、既設の各器具の施工状態により既設穴との寸法が合わない場合については、受注者の負担により加工を行い施工すること。
- ③ 基準品で示した器具は発注者が調査し選定したものである。受注者においても現地確認を行い、既設器具に適合することを確認したうえで器具の発注を行うこと。
- ④ 別添１「照度分布図」のとおり施工すること。
- ⑤ 施工に伴い撤去した既設器具、部品等、施工に伴う不要な材料等は、受注者が関係法令に基づき適正に処分すること。
- ⑥ 施工時に施設内の一般利用等がある場合には、施設と協議の上、安全面に細心の注意を払い、スペース確保に努めること。
- ⑦ 作業については安全確保を行うとともに、必要に応じて、養生等を行い設備に影響を与えないよう慎重に作業を行うこと。
- ⑧ 施工後には、照明の点灯、操作盤からの信号による点灯等、問題なく稼働するか適正に検査すること。
- ⑨ 施工前と施工後には、照度を測定し、問題がないか確認すること。
- ⑩ 作業に当たっては、作業区域の安全に十分に留意するとともに、作業員は社名入りの腕章または、ネームプレートを着用すること。
- ⑪ 作業完了後、業務終了報告書および作業写真（１部）を提出のこと。
- ⑫ 施工に要する光熱費は、施設と協議し、施工業者が実費を負担すること。
- ⑬ 初期不良等の施設の責任の無い不具合については、メーカー保証期間（最低３年）に発生した場合、交換、設置まで適切に対応すること。
- ⑭ 本仕様書に定めのない事項または疑義を生じる事項については、滋賀県文化スポーツ部スポーツ課と協議すること。

4 部品等仕様

本業務において使用する以下の器具については基準品を設定する。同等品による見積の場合は、下記（２）の規格を満たすことの確認を事前に受けること。なお、基準品の後継機種は基準品とみなす。

(1) 基準品および数量

詳細は別添２「基準品数量書」のとおりとする。

(2) 同等品基準

同等品は以下の規格を満たすものであること。

- ・既存器具の既設穴に設置できるサイズであること。（必要によってはリニューアルプレート

の使用可)

- ・器具の形状が各基準品と同種のものであること。
- ・基準品に調光方式について記載がある場合は同種のものであること。
- ・光色（相関色温度）が記載されている場合は±5%の範囲内の数値であること。
- ・平均演色評価数が各基準品と同程度以上であること。
- ・基準品と同等以上の明るさを有する器具であること。
- ・消費電力が各基準品と同程度以下の器具であること。
- ・光源寿命が各基準品と同程度以上であること。
- ・誘導灯は同等級のものとし、発光時間は同程度であること。

(3) 設置箇所

別添3「基準品配置図」のとおりとする。

5 履行期間

令和7年10月21日～令和8年3月31日

- ・詳しい日程は滋賀県立栗東体育館と連絡を行い決定すること。
- ・同期間に別途空調工事・発電工事が行われるため、工程調整に協力すること。
- ・アリーナの使用停止期間は、12月から3月を予定しているため、アリーナ内施工はこの期間に行うこと。なお、アリーナ使用不可となる期間は極力短縮すること。

6 注意事項

- (1) 本業務は、本仕様書を遵守し、施工すること。なお図面および仕様書に記載されていない事項は、下記図書（最新版）を参考とする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

公共建築工事標準仕様書

公共建築改修工事標準仕様書

設備工事標準図電気設備工事編

設備工事標準図機械設備工事編

建築工事監理指針

建築改修工事監理指針

電気設備工事監理指針

機械設備工事監理指針

- (2) 上記3の「業務内容」の詳細およびこの仕様に関しては、現場を確認し、現状把握を十分に行うこと。

- (3) 作業場所までの動線を事前に確認の上、部品や作業機器の搬入に際しては、施設に損害を与えないよう、安全に十分に注意して行わなければならない。

- (4) 施工に必要な資機材については、受注者負担とする。

7 瑕疵

業務の実施に当たり、施設、設備等に損害を与えた場合は、受注者の責任と負担でこれを処理すること。

8 関係法令の順守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を順守し、業務の円滑な遂行を図ること。

9 問合わせ先

滋賀県文化スポーツ部スポーツ課 管理係 担当：石川

住 所：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

電 話：077-528-3361

F A X：077-528-4841

10 その他

仕様書に記載のない事項については、双方協議のうえ決定する。